

期日前投票

投票日当日に仕事や旅行、レジャーなどで投票ができない方は、期日前投票制度をご利用ください。基本的な手続きは選挙期日の投票所における投票とほぼ同じです。



※入場券裏面にも理由・署名の記載欄があります。

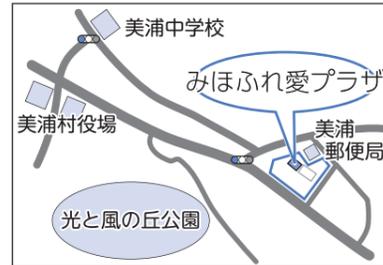
◇期間 8月20日(金)から9月4日(土)まで

◇時間 午前8時30分から午後8時まで

◇場所 みほふれ愛プラザ期日前投票所(カスミ美浦店となり)

※投票日当日は、この投票所では投票できません。

◇持参するもの 投票所入場券(お持ちでない場合は係員にお申し出ください)



期日前投票所行巡回バスを運行します

8月29日(日)に期日前投票所行巡回バス(4コース・停留所69カ所)を運行します。足腰の弱い方やお年寄りの方に踏み台をご用意しておりますので、皆さまのご利用をお待ちしております。詳細(バス停・時刻表等)は別チラシをご覧ください。

投票所入場券が変わります

選挙の際、これまで1人1枚の入場券(ハガキ)を送付してきましたが、今回の茨城県知事選挙から6人分の入場券(世帯単位)を3連折たたみ圧着式に変更します。入場券が届きましたら、圧着部をはがし、切り取り線に従って個人ごとに切り離して、投票所へお持ちください。※世帯の人数が6人以上の場合には、封書にまとめて届きます。



新型コロナウイルス感染症対策

有権者の皆さまに安心して投票していただくため、感染症予防対策として、期日前投票所及び当日投票所において、次のことに努めてまいります。

- アルコール消毒液の設置
- 投票所職員等のマスクの着用
- 記載台等の定期的な消毒
- 投票所の定期的な換気
- 投票用紙記入用に未使用のスティック鉛筆を用意するほか、持参された鉛筆、シャープペンシルでも投票用紙に記入できます。



投票に来ていただいた皆さまにおかれましても、次のことにご協力ください。

- 投票所内でのマスク着用、咳エチケットを実践ください。
- 来場前・帰宅後に手洗い、うがい等をお願いします。
- 周りの方との距離を保つようお願いします。
- 投票日当日の密を避けるため、期日前投票を積極的にご利用ください。

～選挙は、有権者が直接政治に関わることのできる大切な機会です～

茨城県知事選挙



投票日 9月5日(日) 時間 午前7時～午後6時

■問合せ 美浦村選挙管理委員会(役場総務課内) ☎029-885-0340(内)204

◎投票日の投票時間が変わります

▶投票日(9月5日)の投票時間が **午前7時～午後6時** となります。

※投票時間を間違えないようにお願いいたします。
※なお、期日前投票(みほふれ愛プラザ)の投票時間に変更はありません。
今までどおり、午前8時30分から午後8時までです。

美浦村で投票できる方は

選挙権は、日本国民で満18歳以上の欠格者(一定の犯罪者)を除く全ての方に与えられますが、美浦村の投票所で投票できる方は、年齢や住所の要件を満たし、本村の選挙人名簿に登録されている方に限ります。

◇年齢要件 満18歳以上の方(平成15年9月6日以前に生まれた方)

◇住所要件 選挙人名簿登録基準日(令和3年8月18日)に、引き続き3カ月以上美浦村に住み、住民基本台帳に登録されている方

※本村で投票できる方には、投票所入場券を郵送します。

投票の方法

投票は投票所入場券を持参のうえ、指定の投票所(投票所入場券に記載)で行ってください。なお、投票所入場券を紛失した場合でも投票所の係員に申し出て、再交付を受ければ投票できます。また、身体の故障等のために自分で投票用紙に記載できない方のために、代わって係員が代筆する代理投票制度があります。もちろん投票の秘密は守られます。利用される方は、投票所の投票管理者にお申し出てください。

不在者投票

◇滞在先の選挙管理委員会での不在者投票

⇒旅行や出張等で長期間村外に滞在するときは、滞在先の選挙管理委員会での不在者投票ができます。

※ただし、投票用紙の請求や投票後の投票用紙の送付は郵便で行われますので、お問合わせや請求はお早めに選挙管理委員会までお願いします。

◇病院や老人ホームでの不在者投票

⇒都道府県の選挙管理委員会が指定した病院や老人ホーム等に入院・入所している方は、その施設で不在者投票をすることができます。利用したい方は施設にお問合わせください。

◇自宅で郵便による不在者投票

⇒身体障害者手帳や戦傷病者手帳をお持ちの方で一定の基準にあてはまる方や、介護保険の要介護状態区分が要介護5と記載されている方等は、自宅で投票することができます。

※注意：障がいの程度によってこの制度が利用できない場合があることや、利用にあたっては事前に「郵便等投票証明書」の交付が必要です。さらに、投票日の4日前までに投票用紙等の交付を請求しなければならない等、期日の制限もありますので、お問合わせはお早めに選挙管理委員会までお願いします。